

佐賀県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十月六日から平成二十一年十一月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 浜玉相知線	唐津市浜玉町浜崎字岡浦一四六三番地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町九二九番一 地先まで	平成二一・一〇・六
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二二番一 地先から 唐津市浜玉町浜崎字西町一〇一二番 地先まで	"